

まちづくり基本条例について（1）

市では、市民の皆さんとの「協働」によるまちづくりを目指すため、「まちづくり基本条例」の制定に取り組んできました。条例案は、本年10月に市議会において可決・成立し、来年1月1日の施行を予定しています。

まちづくり基本条例の内容について市民の皆様にお伝えするため、今回を含め5回のシリーズで掲載します。

第1回目は、条例の意義と制定までの取り組みについてお伝えします。



<「まちづくり基本条例」ってなあに？>

少子高齢化社会に入り、私たちの周りの生活は大きく変わってきています。そして新たな地域の課題が生じてきており、もはや「行政」だけで解決するのは難しくなっているのが現状です。様々な地域課題を解決するには「行政」と「市民」がお互いに協力し合って、「協働」のまちづくりを進めることが大切です。

まちづくり基本条例は、「行政」と「市民」が、お互いに協力し合える範囲や役割などについて基本的なことを定めたものです。

【「協働」とは】

まちづくりに関わるすべての人がそれぞれ対等な立場で協力し、共に考え、一緒に「行動する」と定義しています。市民の皆さんと「共に考え」「共に行動する」ことを「協働」という言葉で表現しています。この「協働」がまちづくり基本条例のキーワードとなっています。

【「まちづくり」とは】

「まちづくり」というと、道路の整備や施設の整備など、いわゆる「ハード面」のことと思いきや、思い浮かべる方もいらっしゃると思います。この条例でいう「まちづくり」とは、このようなハード面の整備はもとより、市民の皆さんが安心・安全して暮らすことのできる環境を整備するなど「ソフト面」を含めたすべてのものにとらえています。

＜基本条例制定の取り組み＞

平成 23 年 9 月にまちづくり基本条例について造詣の深い、北海学園大学教授の横山純一氏を委員長とし、公募市民 8 名と市職員 5 名の 14 名で構成する「恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会」を設置しました。

委員会では、1 年 7 ヶ月にわたり、27 回の委員会をはじめ、作業部会など合計 50 回ほどの会議を開催し、条例素案について審議いただきました。この間、ワークショップ（参加者の意見交換会）やフォーラム（公開討論会）の開催し、条例制定の取り組みについて皆様にお知らせしてきました。

この取り組みを経て、本年 3 月 28 日にまちづくり基本条例の「素案」が市長へ提出されました。市は、これを受け、4 月に市内 4 ヶ所での地区説明会やパブリックコメントを実施し、市民の皆様のご意見をお伺いしました。さらに、市議会特別委員会への議論を経て、本年 9 月の市議会に条例案を提案し、同議会において可決・成立しました。



今回は、条例のポイントと内容について掲載します。